

令和5年10月1日からインボイス制度が開始されます。

◆ 免税事業者の方も他人事ではありません！ ◆

# インボイス制度説明会

インボイス制度  
って  
なんなん？

(適格請求書等保存方式)

令和5年

9月22日(金)

受講  
無料

時間

14:00▶15:30

場所

忠岡町商工会2F  
泉北郡忠岡町忠岡中 1-1-23

講師

泉大津税務署 担当職員

定員

15名 (先着順)



消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が令和5年10月から始まります。令和5年10月1日からインボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年9月30日までに登録申請が必要となります。（申請期限が迫っています）事業者の方がインボイス制度の理解を深めていただき、それぞれの事業に応じた対応や準備を進めていただけるよう説明会を開催します。消費税免税事業者の方にも影響のある制度ですので、是非ご参加ください。

## インボイス（適格請求書）制度が開始されると・・・

- ☑ 仕入税額控除の適用を受けるためには、適格請求書等の保存が必要となります。
- ☑ 適格請求書は、登録を受けた事業者のみが交付できます。
- ☑ 適格請求書には、一定の事項を記載する必要があります。

## 説明会項目

- 1 消費税の基本的な仕組み
- 2 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の概要
- 3 適格請求書の記載事項・記載の留意点
- 4 売手・買手の留意点
- 5 税額計算の方法
- 6 登録申請手続方法
- 7 令和5年度税制改正事項
- 8 質疑応答

▼ 忠岡町商工会 行 FAX:0725-32-4880 TEL: 0725-33-3208

事業所名				受講者名			
所在地							
TEL			MAIL	@			

ここに記載していただいた内容は、商工会からの各種連絡及び情報提供に利用させていただきます。

主催 忠岡町商工会・泉大津税務署